

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設等を含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に成立し、2月13日から施行されました。

また、分科会での議論経過等を踏まえ、2月9日にワクチン接種における実施体制や接種順位等についての考え方を示した「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」が取りまとめられました。

これらを踏まえ、2月12日に開催された第55回新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更され、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添1、2のとおり国土交通省あてに事務連絡がなされました。

つきましては、全国建産連を通じ同省不動産・建設経済局より、①基本的対処方針等の周知、②「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定内容について、協力依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

【添付資料】

- ・別添1：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更について」
- ・別添1別紙：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月12日変更）
- ・別添2：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について
- ・参 考：新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について
- ・新旧対照表